

令和8年度外務省調達改善計画

1. 調達の現状分析

(1) 令和6年度調達の契約種別

外務本省の総契約件数・金額は、【表1】で示しているとおりに、1,143件、892.3億円である。また、競争性のある契約は513件(44.9%)、372.8億円(41.8%)、競争性のない随意契約は630件(55.1%)、519.5億円(58.2%)となっている。

(2) 令和6年度調達の応札状況

令和6年度における応札状況は、【表2】のとおり、競争性のある契約中、一者応札が、競争契約（最低価格落札方式）で80件(25.9%)、26.4億円(45.4%)、競争契約（総合評価落札方式）で19件(33.9%)、43.6億円(20.5%)、企画競争による随意契約で45件(38.5%)、33.0億円(46.5%)、公募による随意契約で5件(100.0%)、0.7億円(100.0%)となっており、年度により増減はあるものの、依然として高い割合を占めている。したがって、一者応札については引き続き調達改善を推進していく必要がある。

(3) 令和6年度調達経費内訳

ア 調達経費の内訳に関する分析

令和6年度における契約分類別の上位区分は【表3】のとおり、情報システム経費144.1億円（全体の16.1%）、物品製造・購入経費132.5億円（同14.8%）、派遣職員経費59億円（同6.6%）と続いており、外務省における調達契約の大宗（37.5%）を占めていることから、改善に際してはこれらの区分の調達について重点的に取り組んでいくべきである。

イ 競争契約における調達経費の内訳

競争契約における契約分類別の上位区分は【表4】のとおり、情報システム経費43.3億円（競争契約の16.0%）、物品製造・購入経費12.5億円（同4.6%）、と続いており、外務省における調達契約の大宗（20.6%）を占めていることから、上記アと同様、改善に際してはこれらの区分の調達について重点的に取り組んでいくべきである。

ウ 競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

競争契約における一者応札に係る内訳は【表5】のとおりであり、情報システム経費19件（19.2%）、物品製造・購入経費12件（12.1%）、調査研究経費10件（10.1%）の順である。前年度との比較では、①物品製造・購入経費12件（1.2億円）（前年度より10件の減（1.3億円の減））、②調査研究経費10件（1.1億円）（前年度より5件の減（0.4億円の減））、③派遣職員経費2件（0.1億円）（前年度より3件の減（0.2億円の減））など、一者応札の件数及び金額が減となった分類もあったが、①情報システム経費19件（17.2億円）（前年度より6件（14億円）の増）、②事業実施・会議運営経費3件（0.4億円）（前年度より1件の減（0.2億円の増））等により、全体として6件減、9億円の増となった。なお、増額の原因は金額の大きい事業が国庫債務負担

行為による複数年契約を行ったこと、及びシステム開発関連経費等である。

一者応札となった案件については、分類に関わらず、要因の把握と分析により一層努めるとともに、引き続き前広に調達情報を公表する。

【表1】令和6年度外務省における調達契約の契約種別

(単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約（注2）	365	31.9%	271.1	30.4%
	最低価格落札方式	309	84.7%（注3）	58.1	21.4%（注3）
	うち一般競争契約	(287)	-	(53.9)	-
	うち指名競争契約	(22)	-	(4.2)	-
	総合評価落札方式	56	15.3%（注3）	213.0	78.6%（注3）
	うち一般競争契約	(52)	-	(185.1)	-
	うち指名競争契約	(4)	-	(27.9)	-
	企画競争による随意契約	117	10.2%	71.0	8.0%
	公募による随意契約（注4）	17	1.5%	2.1	0.2%
	不落・不調による随意契約	14	1.2%	28.7	3.2%
	小計	513	44.9%	372.8	41.8%
競争性のない随意契約（注5）		630	55.1%	519.5	58.2%
合計		1143	100.0%	892.3	100.0%

（注1）令和6年度末自己評価の「契約種別規模に係る計数」及び「応札状況に係る計数」に基づき分類。

金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表2、表4及び表5について同じ。

（注3）競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の契約件数及び契約金額の割合である。

（注4）デジタルマーケットプレイスを用いた調達の応札者が1者であった場合の随意契約については、「競争性のある契約」のうち「公募による随意契約」に分類する。

（注5）「競争性のない随意契約」は随意契約（少額随意契約は含まない）から、①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③不落・不調によるもの、を除いたものとしている。

【表2】令和6年度外務省における調達状況

(単位：件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約 (最低価格落札方式)	80	26.4	229	31.7	309	58.1
割合	25.9%	45.4%	74.1%	54.6%	100.0%	100.0%
うち一般競争契約	(74)	(25.8)	(213)	(28.0)	(287)	(53.9)
うち指名競争契約	(6)	(0.6)	(16)	(3.6)	(22)	(4.2)
競争契約 (総合評価落札方式)	19	43.6	37	169.4	56	213.0
割合	33.9%	20.5%	66.1%	79.5%	100.0%	100.0%
うち一般競争契約	(17)	(16.8)	(35)	(168.3)	(52)	(185.1)
うち指名競争契約	(2)	(26.8)	(2)	(1.1)	(4)	(27.9)
企画競争による 随意契約	45	33.0	72	37.9	117	71.0
割合	38.5%	46.5%	61.5%	53.5%	100.0%	100.0%
公募による随意契約 (注3) (注4) (注5)	5	0.7	-	-	5	0.7
割合	100.0%	100.0%	-	-	100.0%	100.0%

(注1) 令和6年度末自己評価の「応札状況に係る計数」に基づき分類。

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 表2の「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）」1.(2)②ホ(イ)及びへ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」（タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの）については、計上しないこととする。そのため、表1とは数値が一致しないことがある。

(注4) 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続（競争契約又は企画競争による随意契約）により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における競争参加者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約への競争参加者数により整理する。

(注5) 公募において、応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募の「1者」としている。

【表3】令和6年度外務省における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

		本省	
		契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事 (A)	13	29.7
	割合 (A/M)	1.1%	3.3%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	14	9.6
	割合 (B/M)	1.2%	1.1%
小計		27	39.3
物品 役務 等	情報システム (C)	203	144.1
	割合 (C/M)	17.8%	16.1%
	電力 (D)	2	2.3
	割合 (D/M)	0.2%	0.3%
	ガス (E)	3	0.4
	割合 (E/M)	0.3%	0.0%
	調査研究 (F)	38	4.5
	割合 (F/M)	3.3%	0.5%
	競争的資金による研究 (G)	0	0
	割合 (G/M)	0.0%	0.0%
	派遣職員 (H)	14	59.0
	割合 (H/M)	1.2%	6.6%
	事業実施・会議運営 (I)	98	12.8
	割合 (I/M)	8.6%	1.4%
物品製造・購入 (J)	136	132.5	
割合 (J/M)	11.9%	14.8%	
その他 (L)	622	497.6	
割合 (L/M)	54.4%	55.8%	
小計		1,116	853.0
合計 (M)		1,143	892.3

(注1) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 本表内訳区分については、外務省契約案件データベースの分類による。

- (注3) ①「情報システム」とは外務省契約案件データベースの分類上、各種システムに係るコンサルティング、システム開発・構築・改修・移設・撤去及びハードウェア、ソフトウェア購入や賃貸借に係る経費等を指す。
- ②「調査研究」とは実態調査、動向調査等の各種調査、統計調査（統計情報の収集整理等）、研究（科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等）に係るものであり、「公共工事に係る調査、設計業務等」及び「競争的資金による研究」以外のものを指す。
- ③「競争的資金による研究」とは本省が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金による研究を指す。

【表4】令和6年度外務省における競争契約における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

		本省	
		契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事 (A)	4	3.7
	割合 (A/M)	1.1%	1.4%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	1	0.6
	割合 (B/M)	0.3%	0.2%
小計		5	4.3
物品役務等	情報システム (C)	45	43.3
	割合 (C/M)	12.3%	16.0%
	電力 (D)	2	2.3
	割合 (D/M)	0.5%	0.8%
	ガス (E)	1	0.3
	割合 (E/M)	0.3%	0.1%
	調査研究 (F)	23	3.0
	割合 (F/M)	6.3%	1.1%
	競争的資金による研究 (G)	0	0
	割合 (G/M)	0.0%	0.0%
	派遣職員 (H)	7	0.3
	割合 (H/M)	1.9%	0.1%
	事業実施・会議運営 (I)	27	2.7
	割合 (I/M)	7.4%	1.0%
物品製造・購入 (J)	108	12.5	
割合 (J/M)	29.6%	4.6%	
その他 (L)	147	202.3	
割合 (L/M)	40.3%	74.6%	
小計		360	266.8
合計 (M)		365	271.1

(注1) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 本表内訳区分については、外務省契約案件データベースの分類による。

(注3) ①「情報システム」とは外務省契約案件データベースの分類上、各種システムに係るコンサルティング、システム開発・構築・改修・移設・撤去及びハードウェア、ソフトウェア購入や賃貸借に係る経費等を指す。

②「調査研究」とは実態調査、動向調査等の各種調査、統計調査（統計情報の収集整理等）、研究（科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等）に係るものであり、「公共工事に係る調査、設計業務等」及び「競争的資金による研究」以外のものを指す。

③「競争的資金による研究」とは当省が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金による研究を指す。

【表5】令和6年度外務省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳
(単位：件、億円)

		本省	
		契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事 (A)	0	0
	割合 (A/M)	0.0%	0.0%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	0	0.0
	割合 (B/M)	0.0%	0.0%
小計		0	0.0
物品 役務 等	情報システム (C)	19	17.2
	割合 (C/M)	19.2%	24.6%
	電力 (D)	2	2.3
	割合 (D/M)	2.0%	3.3%
	ガス (E)	0	0.0
	割合 (E/M)	0.0%	0.0%
	調査研究 (F)	10	1.1
	割合 (F/M)	10.1%	1.5%
	競争的資金による研究 (G)	0	0
	割合 (G/M)	0.0%	0.0%
	派遣職員 (H)	2	0.1
	割合 (H/M)	2.0%	0.1%
	事業実施・会議運営 (I)	3	0.4
	割合 (I/M)	3.0%	0.5%
物品製造・購入 (J)	12	1.2	
割合 (J/M)	12.1%	1.7%	
その他 (L)	51	47.8	
割合 (L/M)	51.5%	68.3%	
小計		99	70.0
合計 (M)		99	70.0

(注1) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 本表内訳区分については、外務省契約案件データベースの分類による。

(注3) ①「情報システム」とは外務省契約案件データベースの分類上、各種システムに係るコンサルティング、システム開発・構築・改修・移設・撤去及びハードウェア、ソフトウェア購入や賃貸借に係る経費等を指す。

②「調査研究」とは実態調査、動向調査等の各種調査、統計調査（統計情報の収集整理等）、研究（科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等）に係るものであり、「公共工事に係る調査、設計業務等」及び「競争的資金による研究」以外のものを指す。

③「競争的資金による研究」とは当省が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金による研究を指す。

(4) 重点的な取組及び共通的な取組

様式1のとおり。

(5) その他の取組

様式2のとおり。

2. 自己評価の実施方法

- (1) 計画に関する取組状況等について、実施において明らかになった課題を四半期毎に把握するものとし、必要な場合には、計画の進捗状況、実施において明らかになった課題等を踏まえ、指針の改定、所要の見直しを行うものとする。
- (2) 年度末のレビューにあわせて、実施において明らかになった課題等を盛り込んだ自己評価を行い、ホームページにおいて公表する。また、年度途中で自主点検を行い、その結果を、その後の調達改善の取組や令和9年度調達改善計画の策定に反映させる。

3. 調達改善の推進体制

(1) 外務省調達改善推進チーム（事務局：会計課）

調達改善を推進する担当チームとして、官房長を統括責任者とする「調達改善推進チーム」を設置し、計画の策定、進捗把握・管理等を実施するため、随時会合を開催する。なお、必要に応じて関係部局の参加を求める。

○外務省調達改善推進チーム

統括責任者 ：大臣官房長
統括責任者代理 ：大臣官房会計課長
メンバー ：大臣官房会計課 担当、関係部局 担当

(2) 外部有識者の活用（契約監視委員会）

調達改善推進チームにおいて取りまとめた調達改善計画及び検証結果について、外部有識者（大学教授2名、弁護士2名、公認会計士1名）により構成される「契約監視委員会」に対し、民間における取組などを踏まえた第三者的な視点からの意見を求める。なお、必要な場合には、計画に反映させ、その内容を公表する。

(3) 内部監査の活用

内部監査テーマに選定された事案の監査結果を踏まえ、調達改善計画の進捗把握・管理等が適正に行われているかどうか評価し、調達改善を推進する。

(了)

重点的な取組、共通的な取組

令和8年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		随意契約の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約となっている案件について要因分析を行う。 ・随意契約によらざるを得ない調達についても、価格交渉を継続する。 ・契約監視委員会等の外部有識者による事後検証を実施する。 ・少額随意契約についても、より競争性を確保するため、平成29年度に導入したオープンカウンタ方式による調達を引き続き拡充する。 ・企画競争案件の見直しを実施し、総合評価方式への移行を検討する。 ・外部有識者が参加する契約監視委員会において事後検証を四半期毎に引き続き実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約による調達については、契約の性質が案件毎に異なり、即見直しとすることが実際は困難なケースも少なくないが、調達行為の競争性、公平性、透明性を確保するためにも不断の見直しを行うことは不可欠であることから、主管課とも協力し、その改善に努める。 	A	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・少額随意契約についても、より競争性を確保するため、平成29年度に導入したオープンカウンタ方式による調達については、前年度実績を上回る件数を確保する。 ・企画競争案件の見直しを実施し、総合評価方式への移行を検討する。 ・事後検証の実施により、性質上やむを得ず随意契約を行った案件が見直しを行い、競争性のある契約方式に移行する可能性があれば次回調達に向けて方法を検討する。 	年度末
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札となっている案件の要因分析を行う。 ・一者応札で受注している案件は、チェックリストの活用や事業者ヒアリング等により要因を分析するとともに、調達担当部署内の共用フォルダに事業者ヒアリング情報を集積させることにより、情報の共有や蓄積を図る。不調・不落となった案件についても、調達担当による要因分析を行う。 ・資格要件の緩和、公告・準備期間の長期化及び調達規模の適正化を通じて、引き続き一者応札の改善に努める。 ・市場価格との比較がインターネットを利用して容易に出来る大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているおそれが高い案件について、合理的理由の存否の確認及び改善を検討する。 ・契約監視委員会における委員からの指摘事項については、改善策を検討すると共に、以降の契約監視委員会にて報告を行う取組を引き続き実施する。 ・中小・スタートアップ企業等の調達拡大や企業等への幅広い声掛け。 		A	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の改善実績を踏まえ、一者応札となっていた案件について、5件以上を目標とし改善を目指す。 	年度末
○		調達事務のデジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・競争性、公平性、透明性等を確保しつつ、事業者の負担を軽減し、競争参加の機会を拡大するために、電子調達システムを利用した電子入札を実施する。 ・当省との契約件数が多い者、既に電子契約実績のある事業者を中心に、さらに電子契約の締結を推進する。 ・競争参加の機会を拡大するため、入札説明会等をWeb会議アプリを利用して実施する取組を推進する。 ・電子メールにて見積書等を徴取することにより、調達事務の効率化を推進する。 ・請書の契約案件に調達ポータルの利用を検討する。 ・ホームページにて電子入札・電子契約を推奨する。 ・紙入札で訪れた事業者へ電子入札・電子契約を推奨する資料を手交する。 ・事業者へのアンケート結果分析にAIを活用する。 		A	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・入札公告、調達仕様書等の調達情報については、原則、調達ポータルを活用して電子的に公開する。 ・入札公告や入札説明書への掲載を通じて、事業者へ電子調達システムの利用を周知徹底し、原則、電子入札案件とする(紙と電子の混合も含む)。 ・紙入札を選択する理由を把握するために、紙入札事業者に対して、理由書の提出を求める。 ・当省との契約件数が多い者、既に電子契約実績のある事業者を中心に、前年度を上回る115件以上の電子契約を行う。 ・5件以上の入札説明会をWeb会議アプリを利用して実施する。 ・AIの分析により課題を把握し、今後の取組に活かす。 	年度末
○		調達予定情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の一般競争入札案件及び当該年度に開始する新規予定案件について、調達予定時期や前年度の契約金額(単価契約の案件については契約時の予定調達額)を年2回ホームページに掲載し(新年度案件の入札公告と同時期に通年分、第3四半期時に下半期分の調達予定情報を見直したものを掲載)、新規事業者の発掘のため積極的に情報発信を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業者の発掘を行うことは、一者応札の改善や調達行為の競争性、公平性、透明性を確保するために有効な方法のひとつであることから、当省ホームページを活用し、積極的に情報発信を行うもの。 	A	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新年度案件の入札公告と同時期に通年分、第3四半期時に下半期分の調達予定情報を更新し、年2回の情報発信を行う。 	年度末

●電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議専門部会(第63回)及びシステム設計WG(第84回会合)」(令和7年10月30日デジタル庁)。
 電子入札率=電子入札実施案件数÷開札案件数
 ・電子入札実施案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が少なくとも1社存在する開札案件数。(随意契約は含まず。)
 ・開札案件数:調達実施申請が完了し、入札対象となった案件のうち、電子調達システムにおいて開札が執行された案件数。(随意契約は含まず。)
 電子契約率(入札案件)=(電子契約案件数(入札案件)+請書省略案件数(入札案件))÷開札案件数
 ・電子契約案件数(入札案件):契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。(随意契約は含まず。)
 ・請書省略案件数(入札案件):契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。(随意契約は含まず。)
 電子契約率(全案件)=(電子契約案件数+請書省略案件数+少額物品調達案件数)÷(調達実施申請件数+少額物品調達案件数)
 ・請書省略案件数:契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。
 ・少額物品調達案件数:少額物品調達業務において契約締結済となった案件数。
 ・調達実施申請件数:調達実施案件登録で調達実施申請案件を作成し、決裁まで完了した案件数。(一時保存状態の案件数は含まず。)
 ※電子契約率(全案件)は、電子調達システムに登録せず、入札から契約までが紙のみで完了する案件は対象外であり、GEPS(少額物品調達業務も含む)を用いて契約した案件が対象である。
 ※年度をまたいで入札・契約が行われる案件がある際などに、電子入札率・電子契約率が100%を超える場合がある。(例:3月に入札公示、4月に開札の案件)

※1 難易度
 A+:効果的な取組
 A:発展的な取組
 B:標準的な取組

その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>1 汎用的な物品・役務 汎用的な物品・役務の調達に関し、引き続き仕様や調達方式の見直しを行い、競争性の向上及び事務合理化を図る。</p>	継続
<p>2 システム関係経費 システム関係経費は、調達金額総額の大きな割合(16.1%)を占めており、国庫債務負担行為の活用(複数年度契約の検討)等を行い、調達事務コストの軽減や中期的な展望に立った事業計画の立案と安定したシステムの構築に努める。</p>	継続
<p>3 調達改善環境の醸成 ・調達手続きに関する習熟 ・調達改善ノウハウの向上(省内ホームページの改定等)</p>	継続
<p>4 調達情報の公開 電子調達システムにおいて、調達に係る仕様書、契約情報を公表し、引き続き、事業者の利便性及び新規参入者の促進を図る。</p>	継続
<p>5 クレジットカードの活用(クレジットカード会社を通じた水道料金の支払い) 水道料金のカード決済により事務コスト削減。</p>	継続
<p>6 国庫債務負担行為の活用 国庫債務負担行為による複数年度契約を活用し、調達コスト削減や中期的展望に立った事業計画を策定。</p>	継続